官報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり今後目指すべき地方財政の姿と平成三十年度の地方財政への対応についての意見の提出があったので、公表する。

平成三十年一月十八日　　総務大臣　野田　聖子

今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見

平成29年12月12日
地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

はじめに　～持続可能な地域社会の実現に向けて～

政府は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、財政健全化との両立を図りつつ、経済の再生に向けた施策を力強く推進してきた。その一環として、人口減少や少子高齢化という我が国が抱える構造的な問題の克服に向け、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組を引き続き展開するとともに、新たに「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした取組を展開しようとしている。

人口減少や少子高齢化がもたらす課題は地域ごとに異なっており、課題の解決に向けては、地域の実情に応じたきめ細かな対応が必要不可欠である。そのために、住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体の果たす役割は極めて大きい。

平成30年は、地方財政法が施行されて70年の節目の年となる。地方自治体は、これまで、地方財政法が定める財政運営の基本原則の下、財政の健全性と自主性の確保を図りつつ、住民に最も身近な存在として、その安全と安心を確保してきた。

今後も、地方自治体が、住民の安全と安心の確保という役割を引き続き適切に果たしていくとともに、人口減少や少子高齢化という課題を克服していくことが、持続可能な地域社会の実現につながる。そのためには、確固とした地方財政の基盤が不可欠である。必要な歳出総額及び一般財源総額を安定的に確保することはもとより、喫緊の政策課題に対応するための財源もしっかりと確保されなければならない。

これらを踏まえ、当審議会では、今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見を提出することとした。

なお、今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方と平成30年度地方税制改正等への対応については、平成29年11月21日の当審議会意見「平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」のとおりであり、これに沿って適切に対応されることを期待する。

第一　今後目指すべき地方財政の姿

１．目指すべき地域の姿　～住民の安心と安全の確保・賑わいの創出～

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安全と安心、そして、満足度を高めて幸せをもたらす。それが目指すべき地域の姿である。

住民に身近な行政サービスの担い手は地方自治体である。国と地方を通じた歳出のうち、社会保障、教育、社会資本整備など、住民に身近な行政サービスに関連する経費は、地方自治体を通じて支出される割合が高い（資料１）。

我が国は、成熟期に入っており、今後、さらなる人口減少が進むことが見込まれる中で、地方自治体は、人口減少の克服に向けた地方創生の取組や、大量に更新時期を迎える公共施設等の適正な管理などにも引き続き積極的に取り組むことが求められている。また、国と地方が一体となって社会保障施策の充実に取り組む中で、医療・介護・子育て分野における地方自治体の責任と権限が増している。加えて、近年、様々な自然災害が多発、大規模化しており、それに備えるための防災・減災対策など、住民の生命と安全を守る地方自治体の役割も高まっている。

近年、地方自治体の基金残高が増加している主な要因は、公共施設等の老朽化対策や災害対策など、住民の生活の安全と安心の確保のために、将来必要となる歳出の増加に対する備えである。

総合的な行政を担う地方自治体が、安定的に行政サービスを提供することで、地域を担う個人や団体をつなぎ、支え合いで地域を守る。住み慣れた地域で安全に、安心して生活を営み、賑わいがあふれる地域は、人々が幸せに暮らすことができる持続可能な社会の実現に欠かせないものである。

２．目指すべき地方財政の姿

⑴　持続可能な地方財政基盤の構築

目指すべき地域の姿を実現するために、地方自治体が社会保障や教育など住民に身近な行政サービスを安定的に提供することが必要である。その上で、それぞれの地域の実情に応じて、人口減少・少子高齢化から生じる課題を克服するための取組を進めることが求められている。

地方自治体が住民に身近な行政サービスを安定的に提供し、主体的に地域課題を克服するための取組を進めていくためには、持続可能な地方財政基盤の構築が不可欠である。このため、地方自治体が実施すべき行政サービスに必要な歳出総額を確保し、かつ、地方税や地方交付税等の一般財源の総額を適切に確保する必要がある。

その際には、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきである。その観点から、先の「平成30年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」において述べたとおり、税源の偏在是正に係る更に適切な措置について検討することが必要である。その上でなお生じる税源の偏在に関しては、全国どのような地域であっても、一定水準の行政サービスを確保するために必要な財源を保障する地方交付税の機能が、引き続き適切に発揮される必要がある。

⑵　地方財政の健全化

持続可能な地方財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成８年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。また、地方の債務残高は約200兆円規模で推移している（資料２）。

本来のあるべき地方財政の姿は、臨時財政対策債のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方の債務残高の計画的な引下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

このため、歳入面においては、平成31年10月に予定されている消費税率10％への引上げにより地方の社会保障財源の充実を図ることとあわせ、地域経済の活性化等に向けた取組により、地方税収等のさらなる増加を図ることが求められる。

また、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組むことが求められる。このため、住民との議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、各地方自治体が、他の地方自治体との比較を含め、自らの財政状況を住民や議会に理解しやすい形で的確に把握・公表することが重要である。そのため、引き続き地方財政の状況の「見える化」等を推進すべきである。